

京都市教育長訓令甲第6号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

別表中 「 交替に  
午前8時45分から  
午後5時30分まで  
午前11時30分  
から午後8時15分  
まで  
午後0時30分  
から午後9時15  
分まで 」  
を 「 交替に  
午前8時45分  
から午後5時30  
分まで  
午前11時15分  
から午後8時  
まで  
午前11時45分  
から午後8時30  
分まで 」  
に改め、同表  
野外活

動施設奥志摩みさきの家を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)